司法問題ニュース②

埼玉弁護士会会員　各位

埼玉弁護士会司法問題対策委員会
２０２１年3月２６日

１　当委員会では、諸外国の憲法判断機構を調査・研究していますが、今回は、韓国についての調査結果を配信致します。韓国と日本は法体系が類似しており、比較検討するには好材料と考えますので、是非ご参照下さい。

２　韓国では、１９８８年から憲法裁判所が設置され、同年９月から現在までの間に約１８００件もの違憲判断がなされています。ご存じの通り、日本でこれまで出した法令違憲判断は僅か１０件であることに比べると、韓国では積極的な司法判断が行われていることがわかります。

３　韓国憲法裁判所の導入にあたっては、ドイツモデルに大きく影響を受けたそうで、ドイツの憲法裁判所と類似した権限を有しています。権限としては、①違憲法律審判、②弾劾審判（最近では、パククネ元大統領が弾劾された事件）、③政党解散、④権限争議、⑤憲法訴願について判断できることになっています。特に憲法訴願は、「公権力の行使または不行使により憲法上保証された基本権を侵害された者は、法院（裁判所）の裁判を除いては、憲法裁判所に憲法訴願審判を請求することができる」と規定されており、人権救済の最後の砦となっています。

　なお、憲法訴願をするには必ず代理人弁護士を選任しなければいけませんが、資力の無い方には国選代理人制度が用意されています。

４　憲法裁判所は、９名の裁判官で構成されており、裁判官の資格は４０歳以上かつ１５年以上法曹経験がある者が対象となります。任期は６年で、再任可となっています。

　他には、憲法裁判所長の命を受け、事件の審理に関する調査・研究に従事する「憲法研究官」の制度が置かれています。日本の調査官に類似した役割を果たすものの、構成員は、法曹や大学教授等から広く選ばれます。また、各裁判官には３名の研究官が配属され、事件ごとに研究報告書を作成し、裁判官の指示で決定文の原案を作成することもあります。

　日本の調査官制度はキャリアアップの一環としての腰掛けとも言えますが、韓国の憲法研究官は、１０年の任期を超えても再任される慣行となっていて、ほとんど専属の研究官ですので、憲法裁判所において果たす実質的機能は大きいと言えます。

５　憲法裁判所ホームページから各種最新データもご紹介します。累計事件受理件数は、42,031 件で、そのうち 40,667 件が処理済です。月平均受理件数は 219 件で、平均処理件数は 210 件です。平均事件処理期間は１年２ヶ月、国選代理人選任率は３２.８％です。

６　最後に、２０１９年３月１５日に國分典子教授をお招きし開催された「これでいいのか最高裁！？～國分教授に聞く韓国憲法裁判所～」と題した学習会の資料が、当委員会ホームページに掲載されていますので是非ご覧ください。